

## 印西市市民活動支援センター

### 1 施設案内

市民活動支援センターは、市民活動を支援する施設です。市民活動に関する様々な情報提供や各種相談を実施しております。

平成24年4月に、千葉ニュータウン中央駅南口に新たな地域交流の拠点として中央駅前地域交流館が開館し、交流館の2号館には今まで大森にあった市民活動支援センターが移転しました。市民活動に関する情報提供や会議室等の貸し出しに加え、相談支援や市民活動に役立つ各種講座などを開催しています。

また、より効果的・効率的な、施設の管理、運営及び利用者の利便性の向上を目的に、公募による指定管理者が管理運営を行い、支援センターの一層の充実を図っています。

|        |                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 開館時間   | 火曜日～日曜日・午前9時～午後5時<br>※水・土曜日は、利用日の7日前までに予約があれば午後9時まで開館。                           |
| 休館日    | 月曜・祝日（祝日が月曜に当たる場合は、その翌日）・年末年始                                                    |
| 住所     | 印西市中央南一丁目4番地1（中央駅前地域交流館2号館2階）                                                    |
| 電話     | 0476-48-4500                                                                     |
| FAX    | 0476-48-4510                                                                     |
| 指定管理者  | ㈱東京ドームファシリティーズ                                                                   |
| HP     | <a href="http://inzai-cac.org/">http://inzai-cac.org/</a>                        |
| E-mail | <a href="mailto:i.shiencenter@minos.ocn.ne.jp">i.shiencenter@minos.ocn.ne.jp</a> |

### 2 根拠となる条例

○印西市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例

平成13年12月13日条例第17号

改正

平成17年9月21日条例第23号

平成23年10月7日条例第15号

印西市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定により、印西市市民活動支援センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

**第2条** 市は、印西市市民活動推進条例（平成16年条例第14号）第2条第1号に規定する市民活動（以下「市民活動」という。）を支援するため、印西市市民活動支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

**第3条** 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称            | 位置            |
|---------------|---------------|
| 印西市市民活動支援センター | 印西市中央南一丁目4番地1 |

(指定管理者による管理)

**第4条** 支援センターの管理は、指定管理者（法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

**第5条** 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 支援センターの管理に関する事。
- (2) 支援センターの使用許可に関する事。
- (3) 支援センターの使用の停止及び使用の許可の取消しに関する事。
- (4) 市民活動を推進するための次に掲げる支援
  - ア 市民活動の情報の収集及び提供に関する事。
  - イ 市民活動に関する相談に関する事。
  - ウ 市民活動に関する人材の育成に関する事。
  - エ 市民活動に関する交流の場及び機会の提供に関する事。
  - オ 市民活動の推進のための施設及び設備の提供に関する事。
- (5) その他支援センターの運営に関する業務のうち、市長が必要と認める事。

(指定管理者の指定の申請)

**第6条** 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に支援センターの管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画書による支援センターの管理が利用者の平等な利用を確保するものである事。
- (2) 事業計画書の内容が支援センターの効用を最大限に發揮させ、効率的な管理が図られるものである事。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものである事。

2 市長は、前項の規定により選定した指定管理者の候補者について、法第244条の2第6項に規定する議会の議決を経たときは、当該候補者を指定管理者に指定する。

3 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を告示するものとする。第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(事業報告書の作成及び提出)

**第8条** 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、指定管理者の指定の期間が満了したとき又は第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、当該指定管理者であったものは、その満了した日又は取り消された日から60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を市長に提出しなければならない。

(1) 支援センターの管理の実施状況

(2) 支援センターの使用状況

(3) 支援センターの管理に係る経費の収支状況

(4) その他支援センターの管理の実態を把握するため、市長が必要と定める事項

(業務報告の聴取等)

**第9条** 市長は、支援センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(申請の内容の変更等)

**第10条** 指定管理者は、第6条の規定により提出した申請書若しくはその添付書類の内容について変更しようとするとき又は指定を辞退しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 指定管理者は、前項ただし書に規定する軽微な変更をしたときは、市長にその旨を届け出なければならない。

3 市長は、第1項に規定する承認をしたとき及び前項の規定による届出を受けたときは、速やかにその旨を告示するものとする。

(指定の取消し等)

**第11条** 市長は、指定管理者が第9条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、その賠償の責めは負わない。

(使用の許可)

**第12条** 支援センターを使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の使用を許可するときは、管理運営上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

**第13条** 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援センターの使用を許可しない。

- (1) 建物又は附属物（以下「施設等」という。）を破損又は汚損するおそれがあると認めたとき。
- (2) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (3) 支援センターの設置の目的に反すると認めたとき。
- (4) その他支援センターの管理運営上支障があると認めたとき。

(使用許可の取消し等)

**第14条** 指定管理者は、支援センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）で、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援センターの使用の許可を取り消し、使用を停止させ、又は許可条件を変更することができる。

- (1) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第13条各号のいずれかに該当したとき。
- (3) 使用者が許可条件に違反したとき。

2 指定管理者は、支援センターの管理運営上やむを得ない事情が生じた場合は、許可の変更又は取り消しをすることができる。

3 前2項の規定による使用の許可の取り消し等により使用者に損害が生じても、市及び指定管理者は、その賠償の責を負わない。

(開館時間)

**第15条** 支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

**第16条** 支援センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時にこれを変更し、又は休館日を設けることができる。

- (1) 定期休館日 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その翌日とする。）
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 年始休館日 1月1日から1月4日まで
- (4) 年末休館日 12月28日から12月31日まで

(使用料)

**第17条** 支援センターの使用料は、無料とする。

(権利の譲渡等の禁止)

**第18条** 使用者は、支援センターの使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復義務）

**第19条** 使用者は、支援センターの使用を終了したとき、又は第14条の規定により使用を停止され若しくは使用の許可を取り消されたときは、速やかに原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった支援センターについて、速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

（損害賠償）

**第20条** 指定管理者又は使用者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

**第21条** 指定管理者又は支援センターの管理に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号）第12条の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者でなくなった後においても、同様とする。

（市長による管理）

**第22条** 市長は、次の各号のいずれかに該当することにより、指定管理者に支援センターの管理を行わせることができない場合は、当該支援センターの管理の業務を行うものとする。

（1） 指定管理者の指定を受けるものがないとき。

（2） 第10条第1項の規定により指定を辞退することについて市長が承認したとき。

（3） 第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

2 前項の場合におけるこの条例の規定の適用については、第12条、第13条並びに第14条第1項及び第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第15条及び第16条中「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とあるのは「市長が必要と認めるときは」とする。

（委任）

**第23条** この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成14年1月15日から施行する。

**附 則（平成17年 9 月 21 日 条例第23号）**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の印西市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第 4 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続きは、この条例の施行前においても、新条例第 6 条及び第 7 条の規定の例により行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行前に改正前の印西市市民活動支援センターの設置及び管理に関する条例によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

**附 則（平成23年10月 7 日 条例第15号）**

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条、第 5 条及び第16条の改正規定は、平成24年 4 月 1 日から施行する。